

9 よくある質問

	質問	回答
入所申し込みについて		
1 必ず入れる保育所はありますか？		施設に空きがない場合や、空き人数を超える申し込みがあった場合は、入れない場合もあります。
2 申し込みは早い方が有利ですか？		先着順ではありませんので、毎月の期限内にお申し込みください。入所調整は期限内に申し込みをした人の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に希望施設と調整し決定します。 また、年度後半にかけては受け入れ枠が減少していくため、希望の保育施設に入所できにくくなる傾向があります。
3 希望先は3つ書かなければいけませんか？		無理に埋める必要はありません。入所が決定した後キャンセルしないように、通う意思のある施設のみご記入ください。 また、「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ園を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
4 空き情報を知ることができますか？		5月以降の入所の空き情報は、市こども保育課のホームページで随時公開しています。
5 施設の見学をしていなくとも申し込みはできますか？		可能ですが、各施設によって保育内容や設備、諸費用などが異なりますので、事前の見学をお勧めします。 また、見学せずにお申し込みされた場合、入所調整前に見学をお願いする場合がありますので、ご協力ををお願いします。
6 就労証明書が提出日までに間に合いません。受付してもらえますか？		求職活動の申立書を記入し提出いただきます。就労証明書が届き次第ご提出ください。それまでは、求職要件での審査となります。
7 兄弟姉妹で同時に申し込みと入所しづらいですか？		施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申し込みに比べると、申し込み人数が多い分、入所しづらさがあるのは事実です。 申込書裏面の入所条件の兄弟入所希望の欄に必ずご記入ください。1人だけでも入所を希望した場合、未入所のお子さんがいても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
8 申し込みの結果、入所できなかった場合、毎月申し込みをする必要がありますか？		必要ありません。申し込みを取下げない限り、年度内は引き続き毎月の入所審査を行います。翌年度は、改めて申し込みが必要となります。 申込時の要件が変更になった場合や、入所の意思がなくなった場合は届け出てください。



	質問	回答
9	保留通知が届きました。仕事を始めなければなりませんが、他の預け先はありますか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き年度内の入所調整を行います。入所できるまで、一時預かり・ファミリーサポートなどの利用を含め、家族・会社にご相談ください。 希望以外の施設を検討される場合は、早めにご連絡ください。
保育料（利用者負担額）について		
1	保育料は、施設ごとに変わりますか？	変わりません。保護者の市町村民税所得割課税額によって決定します。 ただし、保育料以外の費用は施設によって違いますので、各施設でご確認ください。
2	保育料はいつ知らされますか？	入所月の上旬に、園を通じて通知をお渡しします。 また、4月の年度替わりと9月の保育料切り替え時期にも、月の上旬に通知をお渡しします。
3	去年育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市町村民税所得割課税額、9～3月は当年度の市町村民税所得割課税額に基づき保育料が決定されます。税は前年の所得に基づき決定されます。（P16）
4	保育料が払えません。	急な収入の減少（前年度の4割程度の収入）などで、納付が難しくなった場合は、早めにご相談ください。
利用期間について		
1	産前産後の要件で3か月間入所した後、自営業の補助としての就労要件や育休要件で引き続き入所できますか？	今回の入所は産前産後のみでお受けしています。 産前産後以後も入所を希望される場合は、最初の申し込み時にあらかじめ、就労要件での入所申し込みも行ってください。産前産後要件のみで入所の場合、改めて就労要件での新規の申し込みを行ってください。新規の申し込みの方と一緒に審査となります。
2	入所中に下の子が生まれました。育休を取りますが、入所中の子どもは引き続き入所できますか？	出産後、育休期間が確定した「就労証明書」をご提出ください。 就労証明書に記載されている育休期間まで上のお子さんは在籍している施設に継続入所（保育短時間認定）可能です。父母が同時に育児休業を取得する場合も継続入所可能です。※育児休業中は、転所はできません。
入所後について		
1	仕事が変わりました。必要な書類がありますか？	勤務時間・場所などの変更や、転職など、提出していただいている就労証明書の内容と変更になった場合は、その都度就労証明書の提出をお願いします。 退職し新たな仕事を探している場合は、申立書（求職活動）をご提出ください。

2	世帯の状況が変わります（再婚・離婚・親との同居など）。手続きが必要ですか？	こども保育課にご連絡ください。 状況によって、追加で提出いただく書類がある場合、ご案内いたします。
3	保育時間を短時間から標準時間に変更するにはどうしたらいいですか？	提出された就労証明書・申立書などの内容を確認し、標準時間にあてはまる場合は、翌月から変更となります。保育必要量変更届を併せてご提出ください。
4	認定こども園に1号認定で通っています。2号認定に切り替えたいのですが、どのような手続きが必要ですか？	改めて2号認定の入所手続きを行う必要があります。 手続き方法は、新規の入所申し込みと同じです。 こども園利用変更届とともにご提出ください。 申込期間に、ご注意ください。切り替えは月単位です。
5	認定こども園に1号認定で通っています。新2号認定の申請には、どのような手続きが必要ですか？	新2号認定を申請する場合、新2号認定の申請書と就労証明書をご提出ください。 提出場所は施設により違います。 ・幼稚園型認定こども園：教育振興課 ・幼保連携型認定こども園：こども保育課
6	入所した後に、別の施設に転所することはできますか？	転所の申出をすることは可能です。転所希望月の入所申し込みと同じ期間内にご提出ください。ただし、転所希望先の施設の入所枠を超える申し込みがあった場合は、新規の申し込みをされた方を優先しますので、転所するのは難しいのが現状です。申し込みの際は、よく検討したうえで希望先をご記入ください。 また、転所が決定した場合、現在在籍している施設へもどることはできません。 保護者が産休・育休中・求職活動中の転所はできません。
7	地域型保育事業の園に入園しています。3歳児になると、どうなるのですか？	地域型保育事業の園は2歳児クラスまでの園です。3歳児クラスになると、3歳児クラス以上のある保育所・こども園に転所します。2歳児クラスの冬の現況届の際に、転所希望先を伺いますので、事前に見学などの情報収集をお勧めします。
8	保育施設に入所していましたが、市外に引っ越しすることになりました。引き続き現在の保育施設に入所しつづけることができますか？	広域入所の対象となるか、転出先の市区町村におたずねください。転出先の市区町村での申し込みが必要です。 現在の保育施設には、三原市に住民票のある月の月末までは入所いただけます。 ※転出先の市町村により、取り扱いが違います。詳しくは、P11をご覧ください。
9	退所しようと思います。どのように手続きしたらよいですか？	退所することが決まり次第、こども保育課に退所届をご提出ください。園にもご連絡ください。